



HP

2025年10月吉日
公益社団法人 日本食品衛生協会

「ノロウイルス食中毒予防強化期間」の実施について

1. 趣旨および背景

ノロウイルス食中毒は令和6年の食中毒発生件数の27%、患者数の60%を占め、過去3年連続して増加しています。冬期を中心に飲食店、給食施設、仕出し屋、旅館などで発生し、患者数が100名を超える集団食中毒も少なくありません（食中毒統計（厚生労働省））。

特にノロウイルスに感染した調理従事者が調理行為を通じて食品を汚染し、食中毒に至るケースが多く、調理する人の健康管理、手洗い、嘔吐物の処理などの対策が重要です。

こうした背景から、公益社団法人日本食品衛生協会では、ノロウイルスによる食中毒を未然に防止し、消費者の食への不安を解消するため、11月から翌年2月までの4か月間を、ノロウイルス食中毒予防強化期間と定め、全国の食品衛生協会と連携して、食品等事業者の自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、ノロウイルスに関する正確な情報を広く提供し、消費者と事業者が相互に情報を共有し、社会全体でノロウイルスによる食中毒の予防に取り組む体制を推進しています。

2. 実施機関等

(1) 主催

公益社団法人日本食品衛生協会

(2) 共催

都道府県市食品衛生協会（59団体）

(3) 後援

厚生労働省、文部科学省、農林水産省、消費者庁、
全国保健所長会、全国食品衛生主管課長連絡協議会、
主婦連合会、一般社団法人全国消費者団体連絡会、全国女性団体連絡協議会

(4) 協賛

食品関係事業者、食品関係団体、特別会員等

3. 実施期間

令和7年11月1日から令和8年2月28日までの4か月間

4. 実施事業

(1) 報道機関等への情報提供

(2) 消費者及び食品等事業者に対する講習会（懇話会、意見交換会、手洗い教室含む）等の開催

(3) ノロウイルス食中毒予防に関するテキスト、ポスター、リーフレット等の作成、頒布

(4) ノロウイルス食中毒予防のための手洗いに関する情報提供

(5) その他ノロウイルス食中毒予防強化に関する事業

お問い合わせ先

公益社団法人 日本食品衛生協会

食品衛生推進部

〒111-0042 東京都台東区寿4丁目15-7

TEL : 03-5830-8814

FAX : 03-5830-8805



実施事業の例（消費者向け）

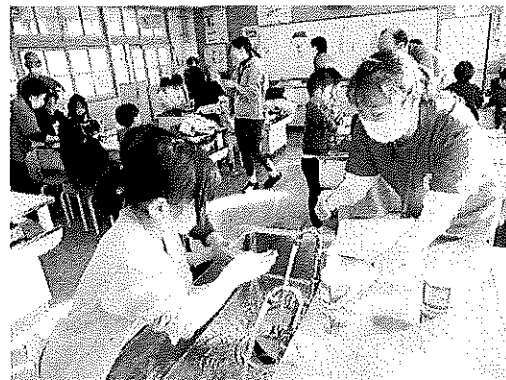
予防啓発リーフレット等を封入した
啓発グッズを配布



駅前広場にてノロウイルス食中毒予防キャンペーンの開催



小学校にて正しい手洗い教室を開催

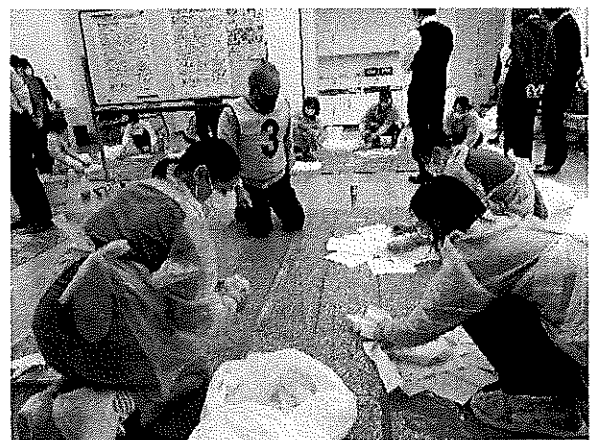


実施事業の例（食品等事業者向け）

ノロウイルス食中毒予防講習会



ノロウイルス感染症による嘔吐物処理の実習





令和7年度ノロウイルス食中毒予防強化期間啓発用ポスター

みんなで守ろう 正しい手洗い

あなたの手洗い
大丈夫？

ノロウイルス食中毒予防 強化期間 令和7年 11月1日→2月28日

【協賛団体・企業】(50音順)

一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会 一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会 一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会 一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会 一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会	一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会 一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会 一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会 一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会 一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会	一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会 一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会 一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会 一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会 一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会	一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会 一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会 一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会 一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会 一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会
---	---	---	---

【主催】
一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会
一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会
一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会
一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会
一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会

【協賛】
厚生労働省 立派な科学者 農林水産省 消費者庁
全国健康推進委員会 全国食料衛生推進委員会
全国食料衛生推進委員会 一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会
全国食料衛生推進委員会 一般社団法人 食中毒予防強化リーディング委員会

A4 版ポスターダウンロード

(PDF 形式 : 970KB)

(https://www.n-shokuei.jp/topics/nv_yobou/pdf/poster.pdf)



令和7年度ノロウイルス食中毒予防強化期間啓発用リーフレット

ノロウイルスによる食中毒

食中毒は食生活に潜んでいます。ノロウイルスによる食中毒は、特に冬に多発しています。

ノロウイルスによる食中毒の予防ポイント

調理する人	食事をする人	調理器具
調理する人は、調理前後に手を洗います。 調理器具は、使用前に消毒します。 調理器具は、使用後に消毒します。	食事をする人は、食事前後に手を洗います。 食事をする人は、食事後に手を洗います。	調理器具は、使用前に消毒します。 調理器具は、使用後に消毒します。

ノロウイルスの感染を拡大しないために

ノロウイルスは、感染力が非常に強いウイルスです。感染拡大を防ぐためには、正しい手洗いを心がけることが重要です。

ノロウイルスによる食中毒予防の基本

正しい手洗いの手順は以下の通りです。

- ① 流水で手を濡らす
- ② せっけんを泡立て、手のひら、手背、指の間、爪の間を洗う
- ③ 流水で手をすすぐ
- ④ タオルで手を拭く

汚染食品の処理

汚染食品は、廃棄処分してください。再利用しないでください。



参考情報

公益社団法人日本食品衛生協会について

日本食品衛生協会は、昭和23年（1948年）11月1日に食品衛生法の趣旨に基づき設立され、平成25年（2013年）に内閣総理大臣の認定を受け、公益社団法人となりました。行政に協力し、食品事業者の自主衛生管理を実施することを目的とする全国組織です。

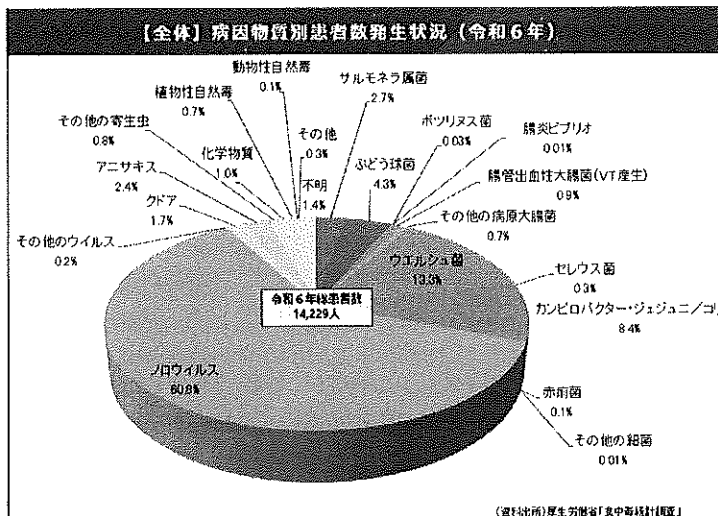
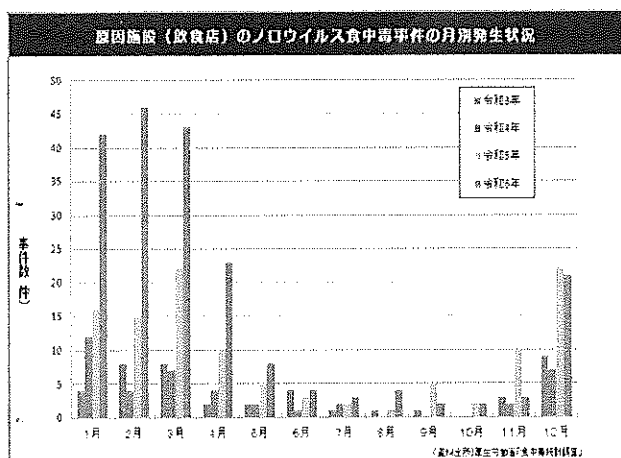
食品衛生指導員による衛生指導、食品等の試験・検査業務、食品営業賠償共済の推進、各種講習会の開催、食品衛生図書等の頒布普及、消費者に対する情報提供、食品衛生にかかわる国際協力、調査研究の推進等、各種公益目的事業等を実施しています。

ノロウイルスについて

ノロウイルスは感染力が非常に強く、わずか100個以下の摂取でも感染することがあります。二枚貝など汚染のおそれのある食品は、中心温度85～90℃で90秒以上加熱することが推奨されます。

感染すると下痢、嘔吐、発熱などの症状が現れ、秋から冬にかけて発症しやすく、風邪と間違えることもあります。小児や高齢者では重症化することもあるため注意が必要です。

感染は人から人へ、人から食品へと広がるため、手洗いや消毒、排せつ物の適切な処理などの予防策を徹底することが重要です。（弊会HPより）



当事業の詳細につきましては日本食品衛生協会のホームページをご覧ください。

〈日食協公式 HP〉 <https://www.n-shokuei.jp>

〈ノロウイルス食中毒予防強化期間特設ページ〉

https://www.n-shokuei.jp/topics/nv_yobou/index.html



添付資料

(共催) 都道府県市食品衛生協会 (59 団体) 一覧

食品衛生協会名	所在地	電話番号	FAX 番号
公益社団法人 北海道食品衛生協会	〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 10-4-143 第二タイムビル 8 階	(011) 231-5300	(011) 231-5304
一般社団法人 青森県食品衛生協会	〒030-0861 青森市長島 2-18-3 国道 IT ビル 2 階	(017) 773-5960	(017) 773-5960
一般社団法人 岩手県食品衛生協会	〒020-0021 盛岡市中央通 2-1-14 岩手食肉会館	(019) 651-5418	(019) 651-5418
公益社団法人 宮城県食品衛生協会	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷 1-4-1 宮城県多賀城分庁舎 1 階	(022) 355-7005	(022) 355-7006
公益社団法人 秋田県食品衛生協会	〒010-0951 秋田市山王 4-1-2 秋田地方総合庁舎 5 階	(018) 827-6564	(018) 862-3818
公益社団法人 山形県食品衛生協会	〒990-2412 山形市松山 3-14-69 エフエム山形 3 階	(023) 641-9340	(023) 641-9348
公益社団法人 福島県食品衛生協会	〒960-8043 福島市中町 7-17 ふくしま中町会館 6 階	(024) 521-4310	(024) 523-6674
公益社団法人 茨城県食品衛生協会	〒310-0852 水戸市笠原町 600-44 茨城県食品衛生センター	(029) 241-9511	(029) 241-8372
公益社団法人 栃木県食品衛生協会	〒320-0032 栃木県宇都宮市昭和 1 丁目 3 番 10 号 栃木県庁舎西別館内	(028) 622-5953	(028) 624-2850
一般社団法人 群馬県食品衛生協会	〒371-0026 前橋市大手町 1-1-1 群馬県健康福祉部食品・生活衛生課内	(027) 243-2300	(027) 243-2400
一般社団法人 埼玉県食品衛生協会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 4-4-17 埼玉県食環センタービル	(048) 862-2253	(048) 839-6214
公益社団法人 千葉県食品衛生協会	〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-24-1 エスカイヤ本千葉第 1 ビル 303 号	(043) 225-0671	(043) 225-7259
一般社団法人 東京都食品衛生協会	〒111-0042 台東区寿 4-15-7 食品衛生センター	(03) 5828-7180	(03) 5828-7196
公益社団法人 神奈川県食品衛生協会	〒231-0023 横浜市中区山下町 32 神奈川横浜合同庁舎 2 階	(045) 212-1175	(045) 663-1575
公益社団法人 新潟県食品衛生協会	〒950-0965 新潟市中央区新光町 7-2 新潟県商工会館 1 階	(025) 282-1060	(025) 282-1077
一般社団法人 富山県食品衛生協会	〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7 富山県厚生部生活衛生課	(076) 441-3405	(076) 441-3405
公益社団法人 石川県食品衛生協会	〒921-8105 石川県金沢市平和町 1 丁目 3 番 1 号 石川県平和町庁舎内	(076) 272-8125	(076) 272-8218
公益社団法人 福井県食品衛生協会	〒910-0003 福井市松本 3-16-10 福井県職員会館ビル 3 階	(0776) 28-3788	(0776) 28-2221
一般社団法人 山梨県食品衛生協会	〒400-0836 甲府市小瀬町 1145-1	(055) 242-0880	(055) 242-0881
一般社団法人 長野県食品衛生協会	〒380-0872 長野市大字南長野字聖徳 545-3 食品衛生センター	(026) 234-5046	(026) 234-5057
公益社団法人 岐阜県食品衛生協会	〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎 3 階	(058) 216-2911	(058) 216-2922
一般社団法人 静岡県食品衛生協会	〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6 静岡県健康福祉部生活衛生局	(054) 253-6000	(054) 253-6000
一般社団法人 愛知県食品衛生協会	〒474-0036 大府市月見町 4-70 食品衛生センター	(0562) 44-8401	(0562) 44-8404
一般社団法人 三重県食品衛生協会	〒514-0003 津市桜橋 2-131 三重県社会福祉会館 5 階	(059) 223-6765	(059) 223-6766
一般社団法人 滋賀県食品衛生協会	〒520-0801 大津市におの浜 3-3-3 ヨシノビル 3-A	(077) 526-1719	(077) 526-7181
公益社団法人 京都府食品衛生協会	〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷録町 78 京都経済センター4 階 421 号室	(075) 741-7304	(075) 741-7305

公益社団法人	大阪食品衛生協会	〒541-0044	大阪市中央区伏見町 2-4-6 大阪薬業クラブ	(06)6227-5390	(06)6232-0417
一般社団法人	兵庫県食品衛生協会	〒650-8567	神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県生活衛生課内	(078)366-2324	(078)366-2324
公益社団法人	奈良県食品衛生協会	〒630-8501	奈良市登大路町 30 奈良県福祉医療部医療政策局業務・衛生課内	(0742)27-1215	(0742)22-0300
一般社団法人	和歌山県食品衛生協会	〒640-8269	和歌山市小松原通 1-3-5 飲食会館 4 階	(073)433-5004	(073)433-4619
一般社団法人	鳥取県食品衛生協会	〒680-8570	鳥取市東町 1-271 鳥取県庁第 2 庁舎 8 階	(0857)27-8661	(0857)27-8663
一般社団法人	島根県食品衛生協会	〒690-0011	松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根内	(0852)24-8161	(0852)27-5915
一般社団法人	岡山県食品衛生協会	〒703-8278	岡山市中区古京町 1-1-17	(086)273-9044	(086)273-9045
一般社団法人	広島県食品衛生協会	〒730-8511	広島市中区基町 10-52 広島県健康福祉局食品生活衛生課	(082)212-1618	(082)212-1618
一般社団法人	山口県食品衛生協会	〒753-0814	山口市吉敷下東 3-1-1 山口県総合保健会館 4 階	(083)920-6221	(083)920-6227
一般社団法人	徳島県食品衛生協会	〒770-8570	徳島市万代町 1-1 徳島県危機管理部	(088)621-2219	(088)621-2848
公益社団法人	香川県食品衛生協会	〒760-0017	高松市番町 4-1-10 香川県健康福祉部生活衛生課	(087)831-1388	(087)862-3606
一般社団法人	愛媛県食品衛生協会	〒790-8570	松山市一番町 4-4-2 愛媛県保健福祉部業務衛生課内	(089)941-2111	(089)912-2389
一般社団法人	高知県食品衛生協会	〒780-0850	高知市丸ノ内 2-4-11 食品検査センター	(088)823-3505	(088)820-3105
公益社団法人	福岡県食品衛生協会	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前 2-19-17 トリコ博多第 5 ビル 705 号	(092)472-4803	(092)472-6613
公益社団法人	佐賀県食品衛生協会	〒840-8570	佐賀市城内 1-1-59 佐賀県健康福祉部生活衛生課内	(0952)28-0266	(0952)28-0266
公益社団法人	長崎県食品衛生協会	〒851-2127	西彼杵郡長与町高田郷 3640-3	(095)883-6830	(095)883-6981
一般社団法人	熊本県食品衛生協会	〒862-0950	熊本市中央区水前寺 6-18-1 熊本県健康福祉部健康危機管理課	(096)285-6635	廃止
一般社団法人	大分県食品衛生協会	〒870-0022	大分市大手町 3-2-2 大手町法曹ビル 501 号	(097)532-0081	(097)532-0140
公益社団法人	宮崎県食品衛生協会	〒880-0802	宮崎市別府町 3-1 宮崎日赤会館 2 階	(0985)31-9568	(0985)31-9564
公益社団法人	鹿児島県食品衛生協会	〒890-8577	鹿児島市鶴池新町 10-1 鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課	(099)297-5700	(099)297-5700
一般社団法人	沖縄県食品衛生協会	〒901-2114	浦添市安波茶 3-5-2 安波茶交差点ビル 103 号室	(098)871-1523	(098)871-1524
一般社団法人	札幌市食品衛生協会	〒060-0042	札幌市中央区大通西 19 WEST19 3 階	(011)614-8088	(011)614-8044
公益社団法人	仙台市食品衛生協会	〒980-8701	仙台市青葉区上杉 1-5-1 青葉区保健福祉センター内	(022)268-3742	(022)268-3742
一般社団法人	さいたま市食品衛生協会	〒338-0013	さいたま市中央区錦谷 7-5-12 さいたま市保健所内	(048)852-3223	(048)852-3203
公益社団法人	千葉市食品衛生協会	〒261-8755	千葉市美浜区幸町 1-3-9 千葉市総合保健医療センター内	(043)243-2385	(043)243-2887
一般社団法人	横浜市食品衛生協会	〒232-0053	横浜市南区井土ヶ谷下町 17-5 食品衛生国保センター	(045)711-1911	(045)711-6242
一般社団法人	川崎市食品衛生協会	〒212-0016	川崎市幸区南幸町 3-126-1 南部市場内	(044)511-3133	(044)511-3251
公益社団法人	名古屋市食品衛生協会	〒460-8508	名古屋市中区三の丸 3-1-1 名古屋市保健所生活衛生部食品衛生課内	(052)953-5901	(052)955-6225
一般社団法人	京都市食品衛生協会	〒600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 京都経済センター 3 階 305 号室	(075)353-5011	(075)353-5012
一般社団法人	神戸市食品衛生協会	〒651-0086	神戸市中央区磯上通 8-1-8 アジアビルディング 503	(078)862-6470	(078)862-6490
一般社団法人	広島市食品衛生協会	〒730-0043	広島市中区富士見町 11-27 広島市保健所	(082)542-9080	(082)542-9143
一般社団法人	北九州市食品衛生協会	〒802-0077	北九州市小倉北区馬場 1-7-1 北九州市総合保健福祉センター 6 階	(093)533-6651	(093)533-6650
公益社団法人	福岡市食品衛生協会	〒812-0044	福岡市博多区千代 1-2-4 福岡生活衛生食品会館	(092)651-5111	(092)651-4293

キッズプロジェクト

お山にオオカミ
バイクで
追いかけた
むっちゃんさん

ぼくもわたしも

てあら
手洗いマイスター

Kids

になろう!

手あら
い
ジャバジャバ
たのしいな
ようこそさん

ひろ
広げよう!つなげよう!

てあら 手洗いの輪

手洗いの作品を
募集しています!

てあら
いは
あんぜん
かくほの
だい
いっぽ

しんやさん

できた
きれいに手あら
い
ぺえさん

はなさん

募集期間: 令和8年 2月28日まで

対象: 未就学児・小学生・中学生

応募の仕方

- ①正しい手洗いを身につけよう!
- ②手洗いしている絵や言葉を送ろう!
(手洗いをしている写真でもいいよ)

応募いただいた方には
手洗いマイスターKids証をプレゼント!

作品は
Webサイトに掲載します!

☆詳しくは特設サイトをご覧ください。

URL:

<https://www.maff.go.jp/j/fs/handwashing/index.html>

農林水産省消費・安全局食品安全政策課

